

平成26年(㉟)第3号 抗告申立て事件

決 定

宮崎県延岡市北川町長井4940

抗 告 人 岩 崎 信

主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

- 1 本件抗告は、抗告人が、当庁平成25年(㉟)第137号・表現の自由及び参政権侵害事件（以下「別訴事件」という。）において訴えの変更を申し立てたところ、その変更を許さない旨の決定（以下「本件決定」という。）がされたが、これにより上記変更が許されなかった請求につき新たな訴えの提起があったとみなされるとして第1回口頭弁論期日の指定を求める申立て（以下「本件申立て」という。）をした上、さらに、本件申立てが却下されたと主張して、その取消しを求めたというものである。
- 2 一件記録によれば、別訴事件において本件決定がされているが、これによって、抗告人が新たな訴えを提起したとはいえず、したがって、口頭弁論期日を指定すべき訴えは存在しない。また、この点を措くとしても、本件申立ては、抗告人が、口頭弁論期日指定の職権発動を求めるものであるところ、裁判長は、その職権を発動しなかったに過ぎないのであるから、本件において、抗告をすることができる裁判（民事訴訟法328条参照）は存在しない。以上のとおりであるから、本件抗告は不適法でその不備を補正することができないことが明らかである。
- 3 よって、民事訴訟法331条本文、287条1項により、主文のとおり決定する。

平成26年9月10日

宮崎地方裁判所延岡支部

裁判長裁判官 塚 原 聡

裁判官 百 瀬 梓

裁判官 長 峰 志 織

これは 謄本 である。

平成 26 年 9 月 10 日

宮崎地方裁判所延岡支部

裁判所書記官 富 満 直

